

2014年7月吉日

お客様各位

川崎汽船株式会社
自動車船営業グループ
米州チーム

メキシコ向け B/L 貨物 税関新規則の御案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、メキシコ税関におきまして、新規則が制定されましたので下記の通りご案内申し上げます。

敬具

記

- 適用対象貨物 : メキシコ向け貨物
- 適用開始時期 : 2010年1月16日より
- マニフェスト記載注意事項:
 - Shipper の正式名称、及び住所
 - Consignee の正式名称、及び住所・電話番号・R.F.C.番号
(スペイン語の REGISTROFEDERAL DE CONTRIBUYENTES、納税者登録番号の意味)
 - Notify Party の正式名称、及び住所・R.F.C.番号
(スペイン語の REGISTROFEDERAL DE CONTRIBUYENTES、納税者登録番号の意味)
 - コンテナ毎の個数、Gross Weight、Measurement (M3)
 - Cargo Description (General Cargo、Dry Cargo などの一般名称は不可)

※ FROB 貨物(メキシコで荷揚げされない他国向け貨物)は本ルール対象外です。

※ 米国経由で輸送されるメキシコ向け貨物は、本ルール対象外です。

以上